

固定資産現所有者申告書（兼納税義務代表者指定届）

（宛先） 下 関 市 長

申告者

住所

氏名

㊞

個人番号

電話番号

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、下関市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を下記のとおり申告し、代表者を届け出ます。併せて、被相続人（死亡者）に係る固定資産税等の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者としますので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

所有者（被相続人等）	住所	通知書番号
	フリガナ	死亡年月日
	氏名	登記名義人

区分	氏 名	住 所	被相続人との続柄
（新）現所有者	フリガナ	個人番号 電話番号（ ） -	（例：妻）
	生年月日 年 月 日		
現所有者（相続人等）	フリガナ	個人番号	
	フリガナ	個人番号	

課長	課長補佐

《添付書類》

- ・ 被相続人と現所有者の代表者との続柄が分かる戸籍の写し
- ・ 被相続人が下関市外に居住していた場合は、被相続人の死亡が分かる戸籍の写し

入力	確認
/	/

《参考》相続のできる方一覧(下表がすべてのケースとは限りません。)

区分	No.	状態	相続できる方
亡くなった方(被相続人)について	①	配偶者と子がいるときは	配偶者と子
	②	子がいて配偶者がいないときは	子
	③	配偶者と親がいて子がいないときは	配偶者と親
	④	配偶者と祖父母がいて子と親がいないときは	配偶者と祖父母
	⑤	配偶者と兄弟姉妹がいて子と親と祖父母がいないときは	配偶者と兄弟姉妹
	⑥	親がいて配偶者と子がいないときは	親
	⑦	祖父母がいて配偶者と子と親がいないときは	祖父母
	⑧	兄弟姉妹がいて配偶者と子と親と祖父母がいないときは	兄弟姉妹
	⑨	配偶者がいて子と親と祖父母と兄弟姉妹がいないときは	配偶者

※子には、嫁いだ娘、婿にいった息子、養子縁組した養子(養女)が含まれます。
 (なお、嫁いだ娘の配偶者、婿にいった息子の配偶者には相続する権利はありません。)

常に相続人になる者・・・配偶者

第一順位・・・子 (養子縁組を含む)

第二順位・・・父母(養子縁組を含む)、(父母がいなければ)祖父母

第三順位・・・兄弟姉妹(代襲相続の場合は甥姪まで)

※代襲相続・・・亡くなった方(被相続人)よりも先に死亡した子(兄弟姉妹)がいる場合、被相続人の孫(甥姪)があるときは、その死亡した子(兄弟姉妹)の代わりにこの孫(甥姪)に相続する権利があり、子(兄弟姉妹)と同じように扱われます。

【法定相続人】

納税義務代表者には、第一順位からでなければ設定できない。第一順位の者がいない場合は、第二順位の中から設定し、第二順位の者もない場合は、第三順位の中から設定する。

※優先順位の者がいる場合は、下位の順位の者が代表者になることは出来ない。

(例) 子供がいる場合は、親や兄弟が代表者になることはできない。